

ビニールハウス設置を実施する農家を支援します！

令和6年度鳥羽市ビニールハウス等設置事業補助金募集概要

市（農林水産課農林係）では、農業者等を対象に、ビニールハウス等設置に必要な購入費補助を実施します。

1. 対象者

市内に住所を有する者で、所有又は耕作する市内の農地にビニールハウス等を設置し、農産物の品質向上や生産拡大を図る者とする。

2. 補助金の額及び補助対象経費

補助金の対象となる経費は、新設し、又は増設するビニールハウス等の資材費等に要する経費とする。ただし、ビニールハウス等設置に係る工事費等は含まないものとする。

補助金の額は100,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1を乗じた額のいずれか少ない額とする。

募集予定2戸程度（申請順に交付決定を行い、予算の範囲内で採択します。）

3. 申込方法

鳥羽市ビニールハウス等設置事業補助金交付申請書記入例を参照のうえ、申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付して農林水産課農林係または各連絡所に提出してください。

4. 必要書類

- ・事業実施箇所の位置図
- ・ビニールハウス等の設計図面
- ・収支予算書
- ・設置にかかる資材費の見積書の写し（購入事業者等からの）

5. 注意事項

- ・鳥羽市ビニールハウス等設置事業補助金交付申請書を提出しただけでは、交付決定ではありませんのでご注意ください。
- ・必要書類に不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。
- ・申請書受理後であっても申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに取消しますのでご注意ください。

詳しくは、農林水産課農林係（25-1231）までご連絡ください。